

騒音に係る環境基準の地域の類型

平成 24 年 3 月 16 日 名古屋市告示第 141 号
改正 平成 27 年 5 月 29 日 名古屋市告示第 353 号

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項第 2 号イの規定に基づき、騒音に係る環境基準の地域の類型を次のように定め、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

地域の類型	該当地域
A	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
B	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する地域をいい、都市計画区域で用途地域の定められていない地域は、同法第 5 条第 1 項の規定により指定された都市計画区域であって同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。